

1 計画策定の経緯

このたび、多治見市では、第7期多治見市障害者計画、第6期多治見市障害福祉計画及び第2期多治見市障害児福祉計画を策定しました。

障害者計画は障害者基本法を、障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠とする計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しました。

計画の策定にあたっては、障がい者団体に所属している方及び障害福祉サービスを利用している方にアンケートを行うとともに、障がい者の方及び障がい児の保護者の方との意見交換会を行い、計画に反映しました。

2 計画の位置づけ

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。

障害者計画	
根拠法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計画期間	令和3年度～ <u>令和5年度</u>
障害福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～ <u>令和5年度</u>
障害児福祉計画	
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～ <u>令和5年度</u>

3 これまでの計画

多治見市では、これまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
第1期 (平成10年度～平成16年度)		
第2期 (平成17年度～平成21年度)	第1期 (平成18年度～平成20年度)	
第3期 (平成21年度～平成23年度)	第2期 (平成21年度～平成23年度)	
第4期 (平成24年度～平成26年度)	第3期 (平成24年度～平成26年度)	
第5期 (平成27年度～平成29年度)	第4期 (平成27年度～平成29年度)	
第6期 (平成30年度～令和2年度)	第5期 (平成30年度～令和2年度)	第1期 (平成30年度～令和2年度)

4 計画の進捗管理

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、福祉及び健康に関する各種計画の上位計画である多治見市地域福祉計画とともに、多治見市地域福祉計画評価委員会が各計画の実施状況を点検し、評価を行います。また、この委員会が評価した結果を公表します。

5 「障がい者」の表記について

多治見市では、平成20年度の公文書から「障害者」を「障がい者」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害者」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞